

日行連発第 1000 号
平成 29 年 12 月 22 日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会
会長 遠 田 和 夫
許認可業務部
部長 矢 野 浩 司

標準貨物自動車運送約款等の改正に伴い
トラック事業者が行うべき手続の周知について（お願い）

平成 29 年 11 月 15 日付日行連発第 810 号においてお知らせしたとおり、標準貨物自動車運送約款等の改正が行われ、平成 29 年 11 月 4 日より施行されております。

これに伴い、各トラック事業者は、新標準約款を使用する場合には、新標準約款を営業所に掲示するとともに運賃及び料金の変更届出を行い、使用しない場合には、旧標準約款等を使用することについて認可申請を行うとともに、認可後に旧標準約款等を営業所に掲示する必要があります（場合によっては運賃及び料金の変更届出も必要）。

本改正の施行から 1 か月以上が経過したところですが、これらの必要な手続の申請率が未だに低い状況であるとの情報があります。本件許認可申請業務に携わる行政書士としては、顧客である各トラック事業者に対して、標準貨物自動車運送約款等の改正及びこれに伴い行わなければならない手続について、積極的に周知を行い、申請率を上げていく必要があるものと考えます。

各単位会におかれましても、各トラック事業者への積極的な働きかけについて、各会員へ周知を図られたく、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

なお、本件については、日行連会員サイト「連 con」でもご案内いたします。

以 上